

平成 27 年 12 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 27 年 12 月 24 日（木曜日）

平成27年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成27年12月24日（木曜日） 午後4時30分～午後5時15分

2 開催場所 南大隅町本庁会議室

3 (1) 出席委員（18人）

会 長	3 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	徳 留 徳 次
〃	2 番	有 川 四 男
〃	5 番	田 淵 哲 朗
〃	6 番	横 原 洋 伸
〃	7 番	半 田 太 志
〃	8 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9 番	松 山 和 子
〃	10 番	愛 甲 博
〃	11 番	田 中 秀 実
〃	12 番	溝 田 耕 一
〃	13 番	野 村 博 己
〃	14 番	武 田 栄 一 郎
〃	15 番	持 留 志 保 子
〃	16 番	松 山 正 広
〃	17 番	富 田 良 成
〃	18 番	竹 之 内 勝 男
〃	19 番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美
 事務局次長 下園 ひとみ
 支所産業グループ長 川田原 孝二
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 54 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 55 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成27年12月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は18名です。全員出席ですので、総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、17番の富田委員と19番の溝端委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の下園氏と山下氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第54号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

19番： 19番、溝端です。

議長： 19番、溝端委員。

19番： 12月14日に譲受人の〇〇さんと一緒に現地調査をいたしました。現地は〇〇〇自治会の公民館近くの道路下にありまして、ちょうど進入路になっている所の一面にありました。今はレンゲが作付されております。この申請地は譲渡人が県外に居住していることから、今後帰って農業をする予定もないということで、現在賃貸借で耕作している譲受人に相談をしたところ、隣接地も譲受人の所有地であることから今回の移転になったということでした。譲受人は勤めていた〇〇〇〇を定年退職して今は町のシルバー人材センターに月に10日程行きながら、その他は農業をやっているということでした。申請地は中山間地域でもあり、周りも耕作されており、今回の申請につきましては何も問題はないと思われれます。審議方、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第54号受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第54号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第55号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 6ページの議案第55号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第55号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくをお願いします。

議長： これより質疑に入りますが、○番、○○委員が議題の提出がございます。よって、南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により席を外していただきます。

(○○委員 退席)

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 内容的なことではないですが、今年度までは本人が本人の農地を借りるというのが認められていますが、この中に割合的にどれくらい入っていますか。

事務局： はっきりした割合はだしておりませんが、おおよそ4割位はあると思います。

7番： 7番、半田です。

議長： 7番、半田委員。

7番： 存続期間が10年と区切られていますが、これはまた継続でされるのでしょうか。あ

るいは、事業がなくなると元のかたちに戻るのでしょうか。

事務局： 機構への貸付は10年が基本となっております、それで設定されております。また、名義がなおらなくて相続人の同意を得たところは5年となっております。更新時期がきたら連絡がくるとお思いますので、その後の継続については、その時の状況で、それぞれ違ってくるとお思います。この事業がなくなるかは、不明なところですが、中間管理機構がずっと続くと、10年毎の更新となります。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第55号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第55号は計画のとおり決定いたします。

(〇〇委員 入席)

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： ①あっせん申出について

②行事予定について

議長： よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成27年12月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員